

避難指示解除準備区域（浪江町）において3世代（祖父母、父母及び子2名。なお、祖父母及び父は原発事故後に死亡した。）で同居していた家族について、生活基盤変容による精神的損害各250万円（中間指針第五次追補の定める目安額）及び家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分合計170万5000円の賠償等が認められたほか、亡祖父母について、いずれも、居住期間が約80年であったこと、農業を営んでいたこと、地域社会と強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害について各30万円の増額分の賠償が認められ、亡父について、原発事故後の避難等によりがん治療が遅くなったことから精神的損害（一時金）として5万円の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4、同X5及び同X6（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙1及び別紙2記載の損害項目（別紙1及び別紙2記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、別紙1及び別紙2記載の和解金合計1995万5000円の支払義務があることを認める。

3 既払金

申立人らと被申立人は、被申立人が、申立人らに対し、前項の金員のうち別紙1記載の和解金合計860万円を支払済みであることを確認する。

4 支払方法

（省略）

5 表明及び保証

（1）申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

ア 亡A（以下「被相続人A」という。）が平成29年7月〇日に死亡し、亡B（以下「被相続人B」という。）、亡C（以下「被相続人C」という。）、申立人X5及び申立人X6が、被相続人Aの被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと、被相続人Cが令和3年5月〇日に死亡し、被相続人Cが承継した被相続人Aの損害賠償請求権は、さらに申立人X1、申立人X2、申立人X3及び申立人X4が承継したこと、並びに被相続人Bが令和4年4月〇日に死亡し、被相続人Bが承継した被相続人Aの損害賠償請

求権は、さらに申立人X 2、申立人X 3、申立人X 4、申立人X 5及び申立人X 6が承継したこと。

イ 申立人らの知る限り、申立人らが、被相続人Aの全相続人であること。

(2) 申立人X 1、申立人X 2、申立人X 3及び申立人X 4は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

ア 被相続人Cが令和3年5月○日に死亡し、申立人X 1、申立人X 2、申立人X 3及び申立人X 4が、被相続人Cの被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと。

イ 申立人X 1、申立人X 2、申立人X 3及び申立人X 4の知る限り、申立人X 1、申立人X 2、申立人X 3及び申立人X 4が、被相続人Cの全相続人であること。

(3) 申立人X 2、申立人X 3、申立人X 4、申立人X 5及び申立人X 6は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

ア 被相続人Bが令和4年4月○日に死亡し、申立人X 2、申立人X 3、申立人X 4、申立人X 5及び申立人X 6が、被相続人Bの被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと。

イ 申立人X 2、申立人X 3、申立人X 4、申立人X 5及び申立人X 6の知る限り、申立人X 2、申立人X 3、申立人X 4、申立人X 5及び申立人X 6が、被相続人Bの全相続人であること。

6 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）・押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年5月13日

（仲介委員 飯田 敏彦）

損害項目	対象期間	和解金
申立人 X 1		
過酷避難状況による精神的損害 (第五次追補第 2 の 1)	—	300,000 円
生活基盤変容による精神的損害 (第五次追補第 2 の 2)		2,500,000 円
自主的避難に係る損害 (第五次追補第 3)	平成 23 年 4 月 23 日から 同年 12 月 31 日まで	200,000 円
申立人 X 2		
過酷避難状況による精神的損害 (第五次追補第 2 の 1)	—	300,000 円
生活基盤変容による精神的損害 (第五次追補第 2 の 2)		2,500,000 円
申立人 X 3		
過酷避難状況による精神的損害 (第五次追補第 2 の 1)	—	300,000 円
生活基盤変容による精神的損害 (第五次追補第 2 の 2)		2,500,000 円
和解金 合計 (別紙 1)		8,600,000 円

損害項目	対象期間	和解金
亡 A		
過酷避難状況による精神的損害 (第五次追補第 2 の 1)	—	300,000 円
生活基盤変容による精神的損害 (第五次追補第 2 の 2)		2,800,000 円
自主的避難に係る損害 (第五次追補第 3)	平成 23 年 4 月 23 日から 同年 12 月 31 日まで	200,000 円
亡 B		
過酷避難状況による精神的損害 (第五次追補第 2 の 1)	—	300,000 円
生活基盤変容による精神的損害 (第五次追補第 2 の 2)		2,800,000 円
自主的避難に係る損害 (第五次追補第 3)	平成 23 年 4 月 23 日から 同年 12 月 31 日まで	200,000 円
亡 C		
過酷避難状況による精神的損害 (第五次追補第 2 の 1)	—	300,000 円
生活基盤変容による精神的損害 (第五次追補第 2 の 2)		2,500,000 円
自主的避難に係る損害 (第五次追補第 3)	平成 23 年 4 月 23 日から 同年 12 月 31 日まで	200,000 円
精神的損害 (一時金)	—	50,000 円
亡 A、亡 B、亡 C、申立人 X 1、申立人 X 2、申立人 X 3		
精神的損害 (第五次追補第 2 の 4⑧)	平成 23 年 3 月 11 日から 平成 29 年 6 月 30 日まで	1,705,000 円
和解金 合計 (別紙 2)		11,355,000 円